

築上町告示第9号

令和3年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月15日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和3年3月3日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○3月5日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月3日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第6号 令和3年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 令和3年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第15号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について

- 日程第21 議案第21号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第24 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第26 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第27号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 議案第28号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第29号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第4号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第6号 令和3年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 令和3年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第15号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第18 議案第18号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及
び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第24 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第26 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第27号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 議案第28号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第29号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長	永野 賀子君	総務課長	元島 信一君
企画財政課長	椎野 満博君	まちづくり振興課長	桑野 智君
人権課長	神崎 博子君	税務課長	今富 義昭君
子育て・健康支援課長	吉川 千保君	保険福祉課長	種子 祐彦君
産業課長	鍛冶 孝広君	建設課長	神崎 秀一君
都市政策課長	首藤 裕幸君	上下水道課長	福田 記久君
住民生活課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君
生涯学習課長	古市 照雄君	監査事務局長	石井 紫君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和3年第1回築上町議会定例会を開会をいたします。

新川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、全議員の出席を賜りましてありがとうございます。

さて、前回以降の若干の行政報告を申し上げたいと思いますけれども、コロナの件でございますけれども、本町での陽性者、休みの間に1名出まして、一応累計で27名ということで陽性者は出ておりますが、全て皆さん軽症だということで、我々安堵しておりますのでございます。

それから、コロナワクチンの接種の対策班を2月1日から準備をいたしておりますが、ワクチンということで臨時議会の際に皆さんにお配りしておりましたけれども、スケジュール表、若干ずれてまいりました。国からのワクチン配布が遅れるという理由で、4月から一応接種をする予定でございましたけれども、5月の初旬にずれ込むと、このような1か月一応スケジュールが延ぶというふうな形にならざるを得なくなったということを御報告をさせていただきます。

それから、庁舎新築でいろんな記念品を寄附をいただいておりますが、まずは、株式会社中村産業様から庁舎建設に対して生コンを大分納めさせていただいたということで、これは県内の焼き物、添田町の焼き物でございますけど、ちょっと名前忘れたんですけども、大きいつぼを1つ御寄附をいただいた。

それから、絵画でございますけれども、本庄の大楠の絵を描いた、嶋田隆さんの御長女さんで

野元千寿子さんから絵画2点を御寄附をいただきました。

そしてまた、従前、貸与をしておいたものを全て築上町の版権にするということで、支所にある絵画、それから旧蔵内邸にある絵画、それからソピアにある絵画、それから上城井小学校にある絵画、そしてあと、周防灘カントリークラブに絵画が5点ほどあるが、これもお貸ししておるんで、築上町の所有権ということで御寄附をしますというふうなことで、絵画が8点ほど一応町のほうに寄附をいただいたと。これも庁舎新築を記念して、この際全て町のほうに寄附をしようということでいただいたものでございます。

それから、あと庁舎新築記念というか、交通安全旗の寄附を平石運送様から200本、朝立ちのときに利用する交通安全旗でございますけれども、200本ほど寄附をいただきました。

それからあと、次は、皆さんも御覧になつとるんじゃないかなと。大河ドラマ「青天を衝け」ということで、本町出身の大森美香さん、実家は今上別府にございますが、脚本ということで担当しておりますが、この次になる1万円札の顔になりますけど、渋沢栄一さんの物語、彼は資本主義の日本の第一人者という、明治になってからのですね、そういうことで非常に日本の経済、それから福祉にも非常に活動したということで、今朝のテレビの放送にもあっておりますけど、福祉事業ということでこの部分にも非常にたけた分野で、理解をしながら福祉部門を開発していったところというふうな話もあっておるようでございます。

それから次に、残念な話でございますけれども、本町からプロ野球選手でありました安田猛さんが2月24日の日に御逝去されて、残念でございますけれども、本町ではふるさとでの講演ということでしてもらったこともございますけれども、一人築上町出身の有名人をなくしたところでございます。

それからまた、相撲も今度の14日から始まりますが、今力士2名、本町出身おりますけど、松鳳山関は最古参で十両で頑張っておりますし、幕内復帰、今度の場所で頑張ってもらえれば可能ではないかなと思っておりますし。それから、もう一人は西田健心君ということで東高塚出身の4場所連続入門以来勝ち越しをして、今度が5場所目でございますけど、勝ち越せば非常に有望な力士になっておるということで御紹介しておきます。

それからあと、さっき電話で内定の連絡がございましたが、東九州道の築城椎田間の工事が令和3年度内に着工できるという見通しが立ちましたということで、内定しましたということで、松山参議院議員のほうから先ほど電話連絡があつて、これもいいことで。というのが、椎田築城間非常に渋滞が激しいというようなことで、これを4車線化早くしようというようなことでしていただけると。こういうふうな連絡が本当、先ほど議会開会前に入つてまいりました。

あと、今回の議案は全部で4号議案から29号議案まで一応提案をさせていただいております。補正予算が2件ということでございますが。あともう一件、補正予算、福岡県知事が辞任をしま

して、県知事選挙が25日に告示されます。そういう形の中で、この県知事選挙の費用を最終日の日に一応令和2年度の補正予算、これが14号という形で提案をさせていただこうかなと、このように。今調整中でございますので、最終日の日に。そして、あとこれ2年度にまたがるので、一応令和3年に関わる分については、開票事務主体になってきますけれども、若干投票事務もでございますけど、開票事務主体でございますので、一応専決処分で令和3年度、11日までの分を専決処分でさせていただこうかなと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、あと当初予算は、一般会計ほか特別会計の予算9件、そして条例が公職選挙法の改定がございまして、選挙費用の公費負担の条例ということで、外8件が改正する条例ということで提案させていただいております。

その他、退職手当組合の加入、そしてその後、道路の認定・変更、それから廃止ということで3件提案をさせていただいております。あと最後に、人事案件が固定資産評価審査委員会の委員の任期が参りますので、3名の委員さんの選任を議案として提案させていただいております。よろしく御審議をしていただき、全議案採択をお願い申し上げます。行政報告と開会の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これで行政報告が終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、信田博見議員、10番、田原宗憲議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

3月1日、議会運営委員会を開催し、お手元の配付の会期日程案とおり決定いたしました。

3月3日水曜日、本日は、本会議で議案の上程。なお、議案第23号については、本日即決することとし、議案第27号から29号の人事案件については、中日、3月5日に採決することとして協議しました。

3月4日木曜日は考案日です。

3月5日金曜日は、本会議での議案に対する質疑と委員会付託といたします。

3月6日土曜日、7日日曜日は休会とします。

3月8日月曜日は考案日とします。

3月9日火曜日、10日水曜日は、本会議で一般質問とします。

3月11日木曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月12日金曜日は考案日とします。

3月13日土曜日、14日日曜日は休会とします。

3月15日月曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

3月16日火曜日は委員会予備日です。

3月17日水曜日は、本会議の委員長報告、質疑、討論、採決とします。一般質問については9人の通告があり、9日に5人、10日に4人とします。

また、所管外の議案質疑の要望の締切りについては、3月8日月曜日正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月17日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月17日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第4号外25件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

議事に入ります。

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第4、議案第4号令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてから、日程第5、議案第5号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補

正予算（第4号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第5号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第4号令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第4号は、令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額175億5,026万9,000円に4,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億9,265万6,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、事業費の確定及び決算見込みによる関連予算の減額と、それから前年度補助金の国県への補助金の返還金と、それから豊築休日急患センターの負担金が若干たくさんかかっております、これの追加分。それから、あと花き等生産安定緊急支援事業、農業水利施設保全対策事業に係る県営事業負担金、それから防衛省の補助金を活用し造成する基金の積立金、有機液肥製造施設、製造施設と学校教育環境整備で、これは2億7,400万ほど一応提案しておるところでございます。

歳入の主なものは、特別定額給付金給付費事業費補助金が、調整して3,200万円減額。基金費国庫補助金が、これは防衛省の分から2億7,400万ほどいただくところでございます。それから、あとは先ほど申しました、花き等生産安定緊急支援事業補助金をいただくようになっております。あと財政調整等積立基金繰入金、一応予定しておりましたけれども、1億8,960万3,000円ほど一応減額して、繰り入れないで済むようになります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に係る財源振り替えも行わせていただいております。

繰越明許費を追加2件、地方債の追加を1件、変更を4件計上させていただいております。

ございます。

議案第4号については以上でございます。

次に、議案第5号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億6,288万5,000円に3,106万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億9,395万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、償還金に伴うもの、それから基金積立金に伴うものが主でございます。

歳入については、繰越金3,067万円、預金利子、それから県への返納金と、償還金が3,067万円ほど一応償還するようになっておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第6、議案第6号令和3年度築上町一般会計予算についてから、日程第14、議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第14号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第6号**令和3年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第7号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町住宅新築資金等貸付

事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号令和3年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。令和3年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第6号は、令和3年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億1,040万円と定め、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと21億円、率にしますと15.3%の減でございます。

予算総額減額の主因は、庁舎建設事業、それから防災行政無線施設整備事業等の普通建設事業の減によるものでございます。また、債務負担行為の設定5件及び臨時財政対策債など4件の地方債の限度額等を定めておるものでございます。

予算案の概要について申し上げますと、歳入については、町民税の減などにより町税が1,980万円ほど減額の予算を一応予定しております。それから、あと地方譲与税もこれも

142万円ほど減額ということで、一応昨年よりは少なくなっているところでございます。

地方交付税は逆に1億9,625万9,000円ほど増額をさせて、一応入の見込みがございまして、させていただいておるところでございます。それから、あと臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額では、2億9,060万4,000円ほど増の予定をさせているところでございます。町債は、庁舎建設事業等の減により、16億6,215万5,000円前年度より減ということにしておるところでございます。

歳出においては、人件費が2,366万3,000円の減ということで、これも減じておるところでございます。公債費は1億2,305万円の増ということで、若干公債費は増やさせていただいておるところでございますし、今までのいわゆる投資的事業の公債費を超えた分の返還ということでございます。あと扶助費が、これも若干減でございますけれど、292万円ということで、わずかなちよっと扶助費のほうは減額ということ。

そして総括的には、義務的経費は9,642万2,000円増加しておると。そして、あと普通建設事業は庁舎等の事業の減により19億9,667万1,000円、約20億円の減というふうなことで一応計上しておるところでございます。まだ財源も不足しておりますので、財政調整基金等積立金、それから減債基金、地域振興資金の取崩し及び町債の発行ということで財源確保を行って、予算を編成し、提案をさせているところでございます。

なお、歳出の主なものを申し上げますと、普通建設事業建設費ということで社会福祉施設費、これが社協の統合を予定しております。その中で合併特例債を利用しながら3,481万5,000円ほど、それから、ごみ処理のストックヤード建設事業ということで旧焼却炉の解体、これも合併特例債を利用しながら1億998万1,000円。それから住宅管理費ということで、峯原第1団地の外壁が非常に傷んでおりますので、この修理ということで6,104万4,000円、それから、西八田漁港の建設費3,760万8,000円。それから、あと道路事業がいろいろ種目によって過疎債を利用してする過疎対策事業が8,785万1,000円、再編交付金事業、これが道路新設改良で4,894万7,000円、合併特例債事業、道路新設改良事業5,343万1,000円、それから、あと調整交付金の道路新設改良事業1億3,502万円。それから、あと橋梁が非常に今傷んできているというようなことで点検事務等行っておりますが、社会資本総合整備事業ということで1億2,294万3,000円。それから八津田小学校の建設事業が、これは過疎対策事業と、それから文科省の補助合わせて6億9,310万6,000円。それから下城井小学校、これは防衛施設周辺の防音事業で行いますが、6,921万円、それから文化財保護、これは旧蔵内邸の保存修理費ということで国庫補助をいただいて4,915万3,000円など、主なものが普通建設事業でございます。

主な各種事業の負担金として、介護保険の広域連合負担金等々、あと広域圏の負担金、それか

ら後期高齢者医療療養給付費の負担金ということでございます。あとは、特別会計の繰出金が国保1億9,719万5,000円、それから、後期高齢者の繰出金ということで1億1,167万7,000円等々、一応計上させていただいておるところでございます。

一般会計予算のあらましは以上のことでございますし、あとは皆さんに資料を附属資料として添付しておりますので、よろしく御参照お願い申し上げたいと思います。

次に、議案第7号につきましては、令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額を322万2,000円と定め、一時借入金の最高限度額を1億9,000万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務管理費247万3,000円。この財源は、貸付金の元利収入251万3,000円及び県補助金70万5,000円を充当しながら予算編成を行っておるところでございます。貸付金の滞納額が多額であり、この回収に全力を現在注いでおるところでございます。

議案第7号は以上でございます。

議案第8号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算も、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ428万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、奨学金基金預金利子20万円、奨学金基金繰入金119万1,000円、奨学金貸付元金収入66万円でございます。

歳出の主なものは、奨学金貸付金324万円、基金利子積立金20万1,000円と、こういふことで予算編成をしておるところでございます。今年度貸付予定者は新規4名、継続2名を計画をしておるところでございます。

次に、議案第9号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13万円と定めるものでございます。本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、なかなか返済が滞って収入にはなっていないというのが現状でございます。

次に、議案第10号令和3年度築上町霊園事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算それぞれ410万円と定め、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が196万7,000円、基金繰入金185万円でございます。

歳出の主なものは、総務管理費が300万8,000円、一般会計繰出金100万円と一応予算立てしておるところでございます。

今年度の販売、一応目標は、小区画3ということで見込んでおるところでございます。

議案第11号令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出予算額を21億546万4,000円と定め、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、令和2年度の医療費実績を勘案し、医療費総額を前年度比1.3%減で計上しております。

歳入の主なものは、国保税3億2,787万円、県支出金は15億7,947万4,000円、それから一般会計の繰入金が1億9,719万6,000円ということで、歳出の主なものは、保険の給付費が15億5,383万円、国民健康保険事業費納付金、これが4億8,225万3,000円、それから保健事業費2,315万円を予算計しておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第12号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算案は、歳入歳出予算総額を3億5,367万8,000円と定めるものでございます。この会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付金を納付する特別会計でございます。

歳入は、保険料として2億4,194万3,000円、一般会計からの繰入金として1億1,167万7,000円を計上しております。

歳出の主なものは、総務費1,302万円、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,805万7,000円、予備費として150万円を計上させていただいております。

次に、議案第13号令和3年度築上町水道事業会計予算についてでございますが、本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございますが、内容については、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億6,484万1,000円で、水道事業費用4億4,793万1,000円となります。

資本的収入及び支出は、資本的収入2,950万2,000円、資本的支出9,350万6,000円ということでございます。一時借入金の借入限度額は3億円と定めているところでございます。

次に、議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算についてでございますが、本予算の業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございます。

内容については、収益的収入及び支出は、下水道事業収益5億9,590万7,000円、下水道事業費用6億245万6,000円ということでございます。資本的収入及び支出は、資本的収入が3億9,682万2,000円、資本的支出が5億5,325万3,000円となっております。また、一時借入金の借入限度額を1億3,900万円と定めるものでございま

す。

以上、6号議案から14号議案、非常に来年度の事業にとって大事でございますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第15、議案第15号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第22、議案第22号築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第22号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第15号**築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第16号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第17号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第18号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について、標記条例案を別紙のと

おり提出する。

議案第 2 1 号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 2 号 築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 3 日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第 1 5 号は、築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定でございます。

本条例案は、公職選挙法の一部を改正する法律（第 4 5 号）が施行されたことに伴い、公営選挙に関する新たな条例を制定するものでございます。

中身については、議会議員の選挙、町長選挙において、いわゆる選挙用の自動車、それから選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターをこれを公費で賄うというふうな条例。そして、あと議会議員の選挙については、供託金が次回の議会議員選挙から 1 5 万円ほど必要になるものでございますが、そういうことでこの議案の提出をするところでございます。

それから、議案第 1 6 号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、非常に長い題でございますけれども、本条例案は、個人番号の独自利用を定めた一部事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これ略して「番号法」ということでございますが、定義されて、重複しているため、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するというものでございます。

次に、議案第 1 7 号は、築上町子ども医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、福岡県公費医療費支給制度改正に合わせ、築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。県が支給対象を小学生から中学生までということ、築上町では高校生まで支給しておるということで、これらに関連する条例改正でございます。

次に、議案第 1 8 号は、築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、福岡県のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例準則に合わせ、築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 1 9 号は、築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたため、築上町国民健康保険条例の一部を改

正するものでございます。概要といたしましては、条例上、新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用して、新型コロナウイルス感染症を定義する条文であったが、引用元条文が削除されたため、具体的に定義をする改正を行うものでございます。

次に、議案第20号築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定でございます。

本条例案は、本町が設置する椎田駅前送迎用スペースの管理に関し、必要な事項を定めることにより良好な利用環境を確保し、もって都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全に資することを目的とし、築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例を定めるものでございます。

次に、議案第21号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、八津田小学校建設工事に係るプールの解体に伴い、築上町営学校プール条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第22号築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、町行政組織の変更に併せ、所掌事務が変更されたため、築上町教育集会所条例の一部を改正するものでございます。今まで生涯学習課が所管でございましたけども、人権課へ南築集会所と上築城教育集会所を所管替えするものでございます。

以上が条例改正の議案でございますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第23. 議案第23号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第23、議案第23号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第23、議案第23号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第23号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合

規約を別紙のとおり変更する。令和3年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第23号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、御承知のとおり、一部事務組合の加入、それから脱退等々はそれぞれ加入団体の議決が必要というようなことで、今回、本町議会の議決を求めるものです。内容は、先ほど朗読したように、4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規加入ということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第24号

○議長（**武道 修司君**） 日程第24、議案第24号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第24号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。令和3年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第24号は、町道路線の認定でございます。

本案は、椎田75号線、椎田76号線、この2つの路線は、地域住民から道路用地について寄附採納の申出があったため、町道路線として認定するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第25. 議案第25号

○議長（武道 修司君） 日程第25、議案第25号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第25号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。令和3年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第25号も、これは町道路線の変更でございますが、本案は、小原52号線は、平成30年12月議会で、路線名小原50号線として認定をされた町道です。既に小原50号線は別路線で、平成26年6月議会にて認定を受けていたため、町道整理として町道路線を変更するものでございます。

もう一路線は、坂本20号線は、椎田勝山線交差点改良に伴い町道及び周辺農地への接続の取付道路改良により起点位置が変更され、町道路線の変更をするものでございます。

それと、もう一路線、小山田33号線は、道路橋を撤去したことに伴い、路線が分断されたため、町道路線の起点を変更するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第26. 議案第26号

○議長（武道 修司君） 日程第26、議案第26号町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第26号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。令和3年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第26号は、町道路線の廃止でございます。

本案は、越路61号線ほか2線、町営の越路団地解体に伴い、団地内道路が不要になったため廃止するものでございます。

また、湊76号線ほか3路線は、国営農地再編事業により基盤整備の完了に伴い消滅していたが、路線の廃止手続が遺漏しておりましたので、今回廃止するものでございます。

それともう一路線、上り松4号線は、路線の見直しにより廃止をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第27、議案第27号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第29、議案第29号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第27号**築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

議案第28号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

議案第29号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和3年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第27号は、築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員、出口秀人氏が令和3年3月8日をもって任期満了になりますので、引き続き出口秀人氏に評価委員をお願いしたいということで提案をさせていただいております。

それから、議案第28号も同じく、固定資産評価審査委員会の委員の福田美幸氏が令和3年3月8日をもって任期満了になりますので、引き続き福田美幸氏を選任することのお願いでございます。

次に、議案第29号、これも築上町固定資産評価審査委員の委員の選任についてでございますが、久保和明氏が令和3年3月18日をもって任期満了になります。引き続き久保和明氏を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、3月8日月曜日正午までに所定の様式で事務局まで提出をしてください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時02分散会
